

佐倉 S L サポーターズ 会則

第 1 章 名称及び事務所

(名称)

第 1 条 この会の名称は「佐倉 S L サポーターズ」とする。

(事務所)

第 2 条 事務所は佐倉市内に置く。所在地は千葉県佐倉市六崎 5 6 0 番地の村上製作所である。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、蒸気機関車「8 6 2 0 形式 5 8 6 8 3 号機」(以下「S L」とする)の保存活動に賛同し、地域モニュメントとしての活性化を図り、地域の発展に寄与することを目的とする。また、会員間の親睦を図る。

(事業)

第 4 条 本会は、次の事業を行う。

- (1) S L の維持管理、環境の整備
- (2) 行政、鉄道会社との連携
- (3) 収益事業
- (4) 会員相互の親睦活動
- (5) その他必要な事項

第 3 章 会員

(会員)

第 5 条 会員には次の 2 種類がある。

- (1) A 会員 (サポーター) : 会長の推薦を要し、議決権を有する。
- (2) B 会員 (サポーター) : 議決権を有しない。

(会費)

第 6 条 A 会員は年間 5 0 0 円の会費とする。B 会員は会費不要である。

(登録)

第7条 会員は1年間の登録制であり、毎年更新する。登録手続きはWEBシステム上で行う。

(登録手続き)

第8条 会員登録に際して、住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス等を提供する。中学生以下の場合は保護者の情報も提供する。

(会員要件)

第9条 以下の場合には会員として認めない。

- (1) 本会に不利益をもたらす行為をした者
- (2) 暴力団等反社会的勢力に属する者

(会員の役割)

第10条 会員は本団体の事業に積極的に参加し、周知啓発に協力する。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 理事 15名以下
- (4) 監事 1名以上

(役員を選任)

第12条 会長は、A会員の中から互選で選任する。

2 会長は、A会員の中から役員を指名する。

(役員職務)

第13条 本会の役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事(事務)は、本会の事務全般を担当する。

- (4) 理事（会計）は、本会の出納事務を担当する。
- (5) 理事は、本会の運営に関することの審議を行う。
- (6) 監事は、会の業務および財産の状況を監査する。

（役員任期）

第14条 役員任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会議

（会議）

第15条 本会は、会の運営を円滑に行うため次の会議を設け、原則としてWEB会議システム等による会議とする。

- (1) 総会
- (2) 役員会

（総会）

第16条 本会の総会は、会員をもって構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。

2 総会は、会則、事業等の改廃、事業計画並びに収支予算及び決算、役員を選任及び解任及びその他本会の運営に関し重要な事項について決議する。

（総会の決議等）

第17条 A会員は、書面又は電磁的方法により、決議及び意見を提出し、過半数で決議する。

2 提出がない場合には、全ての決議に賛成したものとみなす。

（役員会）

第18条 役員会は、役員会は会長が必要と認めるとき開催する。

（役員会の決議事項）

第19条 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、決定する。

第6章 資産および会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(経費)

第21条 本会の運営経費は、資産をもって支弁する。

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、別に定める財産目録記載の資産、寄付金及び活動に伴う収入その他をもって構成する。

(資産の管理)

第23条 本会の資産は会長が管理し、会計の帳票の整備その方法は役員会の議決によりこれを定める。

第7章 雑則

(その他)

第24条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

1 この会則は、令和6年(2024年)7月1日から施行する。